

第 16 回 亀山市立図書館整備推進委員会資料

令和 3 年 8 月 26 日（書面開催）

第16回図書館整備推進委員会資料について

1. 亀山市立図書館条例の改正について（提出資料1）

令和3年9月市議会定例会に令和5年開館に向けた新しい図書館を亀山駅前へ移転整備に伴い、亀山市立図書館条例を全部改正するために提案します。

図書館条例の内容は制定の背景と趣旨、改正内容、条例案については別紙のとおりです。

2. 現図書館と新図書館の管理運営の比較（提出資料2）

現図書館と新図書館の管理運営の比較表をまとめました。内容につきましては「亀山市立図書館整備基本計画」、「亀山市図書館サービス実施計画」等から主なものを抜粋しました。

3. 新図書館整備スケジュール（提出資料3）

建設工事については建物引き渡しを令和4年10月21日を目指しその後、開館準備に3ヶ月程度の期間を要し令和5年開館予定です。文化情報プラザ展示制作業務に関連する予算は9月市議会定例会に補正予算を提出します。

図書館管理運營業務、図書館ICタグ貼付・移転作業業務、図書館情報システム管理事業に必要な予算につきましては12月市議会補正予算へ提出予定です。また図書館関連備品予算につきましては令和4年度当初予算へ提出予定です。

4. 亀山市図書館サービス実施計画

「亀山市立図書館整備基本計画」の具現化に必要な図書館サービスを具体的に展開するために令和3年3月に策定しました。策定にあたりましては、図書館整備推進委員会でもご意見をいただき協議し、その後教育委員会にて議決をいただいたものでありますのでお知りおきください。

亀山市立図書館条例の改正について

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成29年7月策定の「亀山市立図書館整備基本構想」において、本来の図書館機能と併せて読書活動と市民の交流による地域づくりの役割を担う図書館は、亀山市の中心的都市機能の再構築を図る亀山駅前再開発事業と合致する施設であることから、図書館を亀山駅前へ移転整備することとしました。

この基本構想を踏まえて、亀山市立図書館整備推進委員会や図書館市民ワークショップなどでの検討を重ねて、平成30年5月に「亀山市立図書館整備基本計画」を策定し、JR亀山駅周辺整備事業と緊密な連携の下、新しい図書館の整備を進めてきたところです。

このことから、令和5年開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、本条例を全部改正するものです。

2 改正内容

(1) 「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人とが出会い、人と人がつながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」といいます。）第10条の規定に基づき、亀山市立図書館（以下「図書館」といいます。）を設置します。 <第1条関係>

(2) 図書館の名称及び位置を定めます。 <第2条関係>

名称 亀山市立図書館

位置 亀山市御幸町318番地1

(3) 図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定めます。

<第3条関係>

(4) 図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置きます。

＜第4条関係＞

(5) 図書館が行う事業について定めます。 ＜第5条関係＞

(6) 図書館の利用者その他の関係者に対する図書館の管理上必要な指示について定めます。 ＜第6条関係＞

(7) 図書館の施設を損傷し、又は滅失した者に対する損害賠償の義務について定めます。 ＜第7条関係＞

(8) 図書館の管理上支障があると認められる者に対する入館の制限について定めます。 ＜第8条関係＞

(9) 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会（以下「協議会」といいます。）を置き、協議会の委員の委嘱基準、定数及び任期を定めます。 ＜第9条関係＞

(10) 図書館の地下駐車場について、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の適正な利用のため、普通自動車1台当たりの使用料を次のとおり定めます。 ＜第10条関係＞

駐車時間が1時間以内のとき	200円
駐車時間が1時間を超えるとき	30分までごとに100円

なお、図書館の利用者が使用する場合の使用料については、次のとおりその一部を減額し、又は免除します。

駐車時間が2時間以内のとき	全額を免除
駐車時間が2時間を超えるとき	400円を減額

(11) この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

＜第11条関係＞

3 その他

- (1) 施行日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日とします。
- (2) この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、令和6年3月31日までとする経過措置を設けます。
- (3) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、協議会の委員の報酬及び旅費を次のとおり定めます。

報酬の額	日額 7,100円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

<参考>

	新図書館	現図書館
開館時間	9時～20時 ※展示交流エリア及び地下駐車場 9時～21時	平日 : 9時～19時 土日祝日 : 9時～17時
休館日	火曜日、館内整理日、 図書特別整理期間、 年末年始 ※展示交流エリア及び地下駐車場は、年末年始のみ休館	火曜日、館内整理日、 図書特別整理期間、 年末年始

亀山市条例第 号

亀山市立図書館条例

亀山市立図書館条例（平成17年亀山市条例第68号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 市は、「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人が出会い、人と人につながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、亀山市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 亀山市立図書館
- （2）位置 亀山市御幸町318番地1

（開館時間等）

第3条 図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

（職員）

第4条 図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置く。

（事業）

第5条 図書館は、法第3条の規定により、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の収集、整理及び保存に関すること。
- （2）図書館資料の個人貸出し及び団体貸出しに関すること。
- （3）図書館資料に係る読書案内及び利用相談に関すること。
- （4）他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- （5）読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びこれらの開催の奨励に関すること。

- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供及びその奨励に関すること。
- (8) 他の図書館、学校、歴史博物館（亀山市歴史博物館条例（平成17年亀山市条例第69号）第2条に規定する亀山市歴史博物館をいう。）、中央公民館（亀山市立公民館条例（平成17年亀山市条例第67号）第2条に規定する亀山市立中央公民館をいう。）、地域まちづくり協議会（亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）第1条に規定する地域まちづくり協議会をいう。）その他の関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (9) 読書活動に関する団体との連絡及び協力並びに当該団体の活動の促進に関すること。
- (10) 館報その他読書資料の発行及び配布に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

（利用者等に対する指示）

第6条 亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館の管理上必要があるときは、図書館の利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（損害賠償の義務）

第7条 図書館の施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（入館の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

(図書館協議会)

第9条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 学校教育の関係者

(3) 社会教育の関係者

(4) 公共的団体等の代表者

(5) 読書活動に関する団体の代表者

(6) 公募により選出された者

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることがきる。

(地下駐車場使用料)

第10条 図書館の地下駐車場の使用料（以下この条において「使用料」という。）は、次のとおりとする。

区分	単位	使用料
普通自動車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定するものをいう。）	1台	駐車時間が1時間以内であるときは200円とし、駐車時間が1時間を超えるときはその超える時間30分までごとに100円とする。

2 図書館の利用者が使用する場合の使用料は、駐車時間が2時間以内であるときはその全額を免除し、駐車時間が2時間を超えるときはその額から400円を減額する。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又

は免除することができる。

- 4 既納した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が地下駐車場の使用者の責めに帰することができないと認めた場合は、この限りでない。

(委任)

- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第9条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表公民館運営審議会委員の項の次に次のように加える。

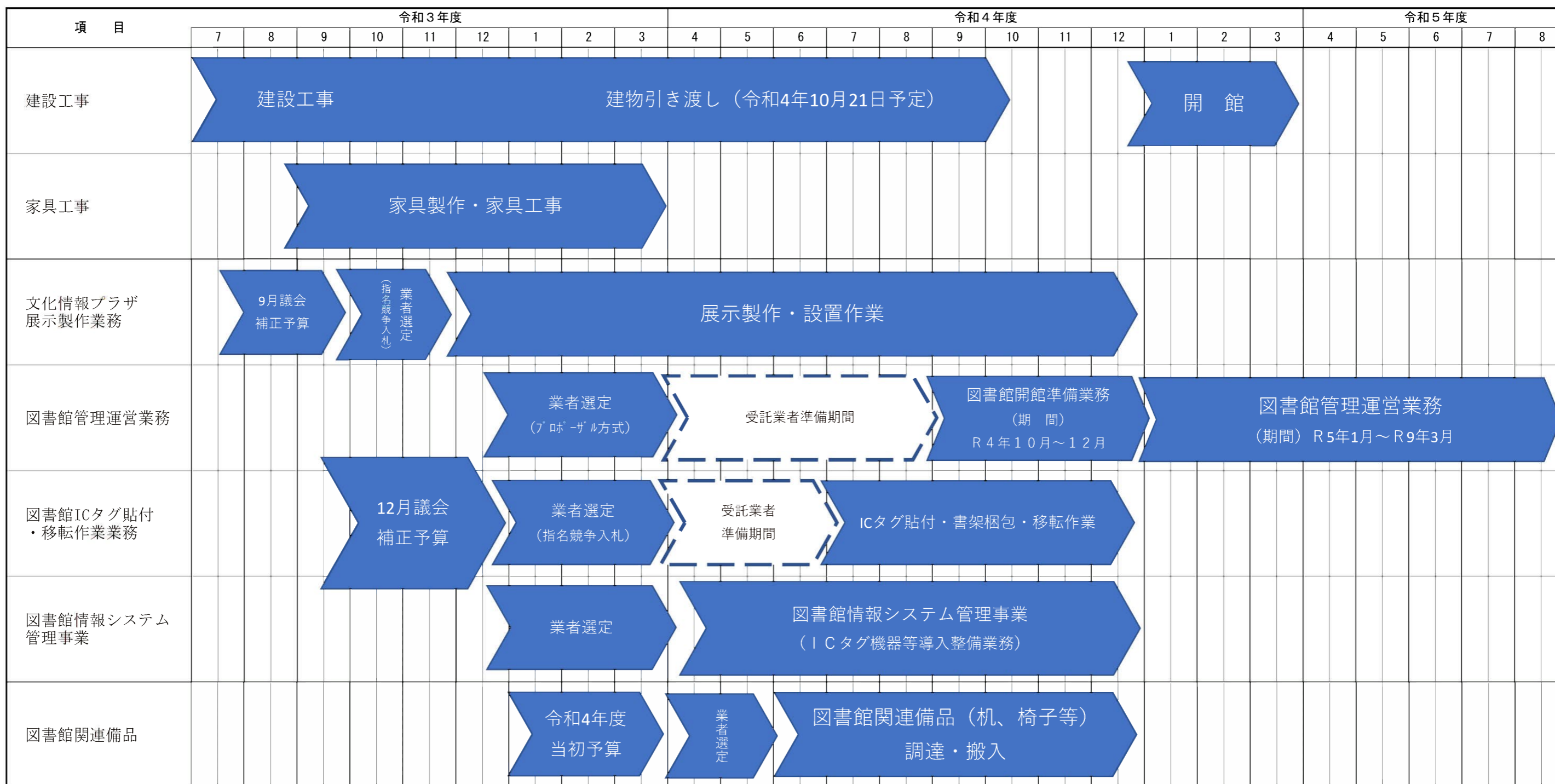
亀山市図書館協議会委員	日額 7, 100円
-------------	------------

現図書館と新図書館の管理運営の比較

	現図書館	新図書館
開館時間	平日：9時～19時 土日祝：9時～17時	9時～20時 展示交流エリア：9時～21時 地下駐車場：9時～21時
開館日	年間290日程度 休館日：火曜日、館内整理日、 図書特別整理期間、年末年始	年間290日程度 休館日：火曜日、館内整理日、 図書特別整理期間、年末年始 ※展示交流エリア及び地下駐車場は、年末年始のみ休館
貸出点数及び期間	9冊まで（図書7冊・雑誌2冊以内） 期間：2週間	13冊まで（図書10冊・雑誌3冊以内） 期間：2週間
利用者	・市内在住、在勤、在学の方 ・10人以上で構成する市内の地域団体、 職域団体	・市内在住、在勤、在学の方 ・10人以上で構成する市内の地域団体、 職域団体 ・隣接の市（鈴鹿市、津市、伊賀市、甲賀市）在住の方
ICT化	—	ICタグシステム導入による省力化 ・自動貸出機・返却機の設置 ・BDS（Book Detection System）の設置
	図書除菌機 1台	図書除菌機 増設
	検索用端末（OPAC）2台	検索用端末（OPAC）増設
	—	Free-Wi-Fi 情報機器用コンセント （各学習室・閲覧席に設置） 貸出用PC（タブレット）
	—	Webサービス用端末 設置 プリンタ 設置
	—	障がい者支援サービス対応機器類 ・拡大読書器 ・デジプレイヤー 等
館内での飲食	・ふた付きの飲み物はおおむね全館可 ・食べ物は特定のスペースで可	・ふた付きの飲み物はおおむね全館可 ・食べ物は一定のエリアを設定し、極力、 館内の広範となるよう配慮

	現図書館	新図書館
組織体制	館長 → 担当 (1グループ)	館長 ┌ 管理担当 └ 図書館サービス担当 ※上記組織体制を基本に協議中
職員人数	【令和3年度】 正規5人、会計年度任用職員8人 計13人	1日当たり必要となるスタッフ数 (想定業務量に基づく仮試算) : 17人 ※17人にはシフト交替者の人数は含んでいない。
正規職員数	館長、事務3(うち図書館整備担当1)、 技能員1 計5人 うち司書有資格者 2人	※上記人数を一つの目安として、体制を協議中
会計年度任用職員数	司書4、図書管理員4 計8人	※令和4年度職員採用において、司書有資格者を若干名採用予定
運営形態	直営	直営 + 民間委託
業務委託の範囲	—	市の図書館として行政が責任をもって運営していくため、企画立案・制度設計・関係機関との調整などの業務や公立図書館が担う地域文化の継承等を市の行政責任として直営で行い、それ以外の図書館サービスの向上に係るイベント開催や配架などの作業を主体とした業務を委託する方向で協議中
図書館占有延床面積	958.54㎡	2,949.88㎡ 現行の約3倍
蔵書冊数	【令和元年度末】 174,340冊 【令和2年度末】 178,059冊	【目標蔵書冊数】 240,000冊 令和元年度実績比 約65,000冊増、約1.4倍
入館者数	【令和元年度】 97,685人 【令和2年度】 61,500人	【想定入館者数】 230,000人 令和元年度実績比 約132,000人増、約2.4倍
貸出人数	【令和元年度】 53,238人 【令和2年度】 41,824人	【目標貸出人数】 137,500人 令和元年度実績比 約85,000人増、約2.6倍
貸出点数	【令和元年度】 222,265冊 【令和2年度】 185,936冊	【目標貸出点数】 550,000冊 令和元年度実績比 約328,000冊増、約2.5倍
駐車場	普通車 11台 軽自動車 9台 思いやり駐車場 1台 計21台	地下駐車場 49台 ※基本計画における必要台数93台

新図書館整備スケジュール



亀山市図書館サービス実施計画

令和3年3月 亀山市教育委員会

目 次

1 計画策定の目的	1
2 機能ごとの図書館サービスの取組内容	4
3 各年度の成果指標	14
4 計画実現のために	15
5 用語の説明	16

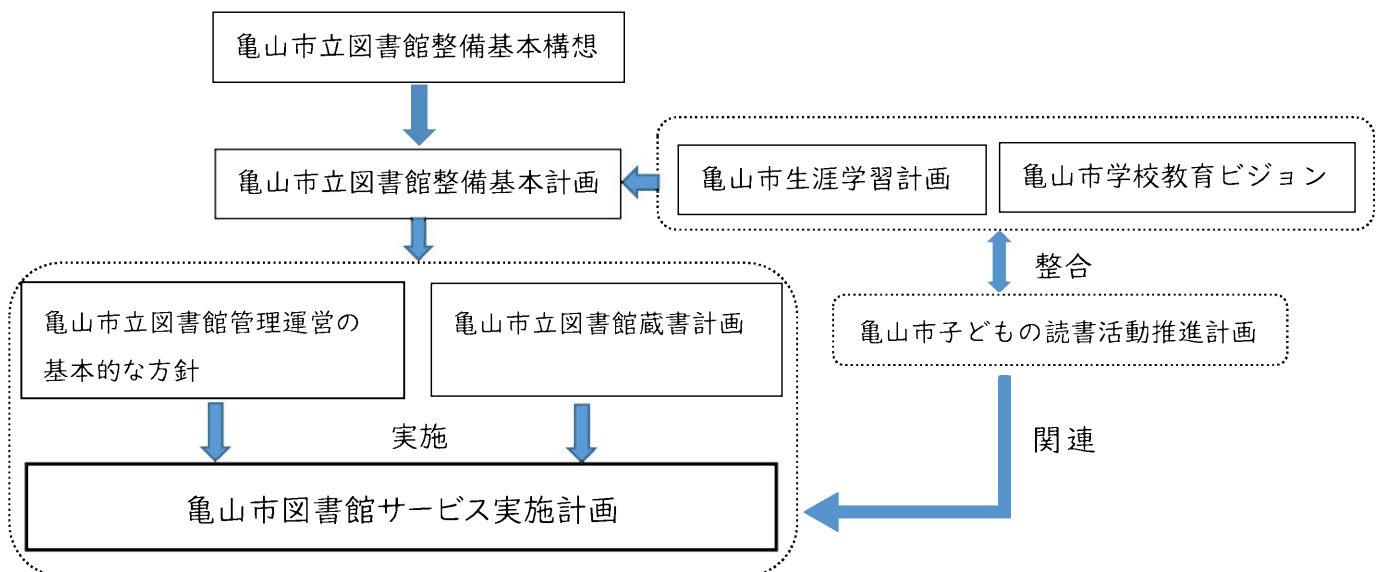
Ⅰ 計画策定の目的

(1) 計画の目的

亀山市図書館サービス実施計画（以下、「本計画」という。）は、亀山市がJR 亀山駅前に整備を計画している新図書館において、平成30年5月に策定した「亀山市立図書館整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）の具現化に必要な図書館サービスを具体的に展開するため、策定するものです。

(2) 計画の体系

本計画は、「亀山市立図書館整備基本構想」「基本計画」で示された基本理念・基本方針を具現化するため、「亀山市子どもの読書活動推進計画」その他関連する計画との整合性を図りながら、令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針」「亀山市立図書館蔵書計画」（以下、それぞれ「管理運営の基本的な方針」「蔵書計画」という。）と一体的に取組を展開していくものです。

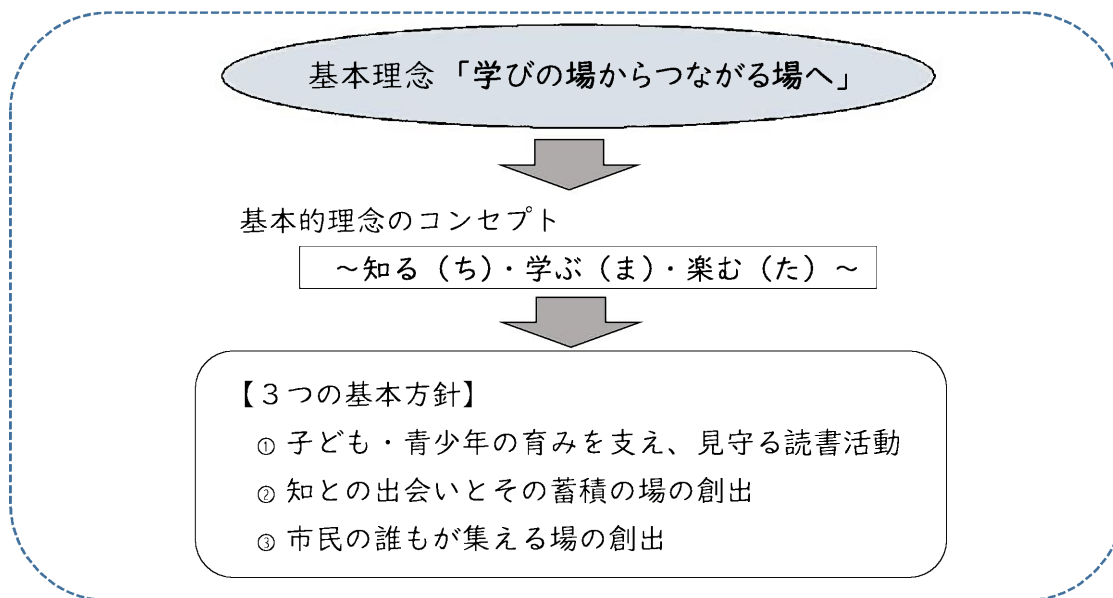


(3) 計画の期間

本計画の期間は、新図書館開館年度（令和4年度）を含む令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(4) 基本計画における新図書館に求められるサービス

基本計画においては、新図書館の基本理念を「学びの場からつながる場へ」とし、その整備拡充のため、3つの基本方針を定め、この具現化を新図書館の目標としています。



さらに、基本計画において、新図書館に付与される機能に即して求められるサービスを次のとおり示しています。

機 能	求められるサービス
開架閲覧	地域における読書拠点の整備 子どもの読書活動の推進 蔵書充実 地域・学校との連携
親子・児童	子どもの「生きる力」を育む読書活動への支援 親子がゆっくりと時間を過ごせる空間創出 地域での子育ての支援のために情報提供
地域情報・文化発信	地域の情報発信拠点としての整備 地域課題解決のための利用促進 多様な情報の発信
展示・発表活動	「学び」の成果の発表の場の創出
学習	「学び」の実践の場の創出 地域の「学び」の情報発信
市民交流	図書館を核とした「にぎわい」の創出 自発的来館を促す期待感の創出
図書保存	長期的展望に立った、地域社会の情報源となる図書充実
管理運営	柔軟な管理運営体制の構築

(5) 本計画における図書館サービスの実施

本計画では、基本計画における基本理念・基本理念のコンセプト・3つの基本方針を具現化することを目標に、新図書館に付与される8つの機能ごとに図書館サービスの実施に取り組みます。

なお、図書保存機能、管理運営機能で求められるサービスは、「蔵書計画」・「管理運営の基本的な方針」に基づき実施していきます。

2 機能ごとの図書館サービスの取組内容

開架閲覧機能

図書資料の収集、保存及び提供を主とする図書館の基本的役割を大切にし、市民の誰もが利用しやすい環境を創出し、きめ細かな図書館サービスを提供できるよう努めます。また、学校や園、地域と連携した読書活動の推進に取り組みます。

<取組内容>

(1) きめ細かな図書館サービスの提供

レファレンス*や関係機関の紹介、相互貸借など、あらゆる利用者層に向けた図書館サービスの提供に取り組みます。また、施設の紹介や利用できるサービスのほか、読書手帳*の運用など多様な手法によるサービスの提供を行います。

(2) レファレンスサービスの充実及びデータベースの作成・公開

図書館での読書活動や地域課題解決などのために、館内でのレファレンスサービスだけでなく、メール、ファクシミリ等サービスの拡充を図ります。また、レファレンス内容を図書館情報として蓄積し、データベース化して公開します。

(3) 読書バリアフリー*の推進

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に基づき、読書環境整備、郵送貸出や対面朗読サービスの実施など、読書バリアフリーの視点に立ったサービスを進めます。また、来館に限定しない読書活動の展開を図るために電子書籍導入の仕組みづくりを進めます。

(4) 市内高等学校等と連携した若年層の読書活動の推進

ヤングアダルト世代の図書館利用を促進するため、市内高等学校等と連携したイベントの開催や高校生による選書・展示などにより、若年層が図書館に来館し多様な読書活動を展開する機会の創出を図ります。

(5) 図書館サービスを支える人材育成

図書館サービスの向上のため、図書館職員は積極的に研修に参加し、経験や知識の共有化や日常業務における情報交換を行い、図書館に対して愛着と誇りをもって業務に当たるスタッフプライドの醸成に努めます。

(6) ボランティア団体等との連携強化

定期的な交流会などを通して、市民ボランティアやボランティア団体間の交流連携を強化します。また、図書館を共に育てていく市民参画を進めるため、協働・共催行事の拡充や図書館の場を活用した市民活動支援を進めます。

(7) 図書館を核とした地域ごとの読書活動拠点*づくり

図書館を核とした地域や学校などを含めた読書活動ネットワークを構築することで、身近な読書環境づくりを推進します。

<取組年度>

取組内容 №	取組内容	R3 (2021)	R4 (2022)		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
			開館前	開館後			
(1)	きめ細かな図書館サービスの提供	実施	→	拡充	→		
(2)	レファレンスサービスの充実及びデータベースの作成・公開	準備	→	実施	→		
(3)	読書バリアフリーの推進	検討	準備	実施	→		
(4)	市内高等学校等と連携した若年層の読書活動の推進	検討	準備	実施	→		
(5)	図書館サービスを支える人材育成	実施	→	拡充	→		
(6)	ボランティア団体等との連携強化	実施	→	拡充	→		
(7)	図書館を核とした地域ごとの読書活動拠点づくり	検討	準備	実施	拡充	→	

親子・児童機能

子どもたちや親子が本に親しみ、本を読む習慣を身につけるきっかけになる取組を行います。また、親子でゆったりとした時間を過ごしてもらうため、子育てに関連した図書や情報を提供します。

<取組内容>

(1) 子どもの読書活動の推進

図書館職員による読み聞かせや親子読書感想画の取組など、親子で本に親しみ、本に触れ合う機会を提供し、子どもの読書習慣の確立に向けた取組を進めます。

(2) 館内で安心して過ごせる環境整備

乳幼児や障がいなどにより、ぐずったり気持ちが落ち着かない時なども館外に出ることなく、安心して過ごせる環境づくりに取り組めます。また、おはなしの部屋において、乳幼児やその保護者に対し、子どもへの読書習慣を身につけるための相談や年齢、成長に応じた選書相談などを行います。

(3) 保育所や幼稚園等と連携した読書活動の推進

選書相談や団体貸出の推進に取り組むとともに、図書館職員による読み聞かせや年齢や成長に応じたブックリストを作成し提供します。また、保育所や幼稚園と協議し、図書ユニット*を作成し、巡回貸出するシステムを構築します。

(4) 学校と連携した読書活動の推進

学校図書館と連携し、年齢、学年、学習指導要領に沿った図書ユニットを作成し、巡回貸出するシステムを構築します。また、しらべもの学習のための図書館利用講座やパスファインダー*の作成を進めます。

(5) 読み聞かせ等のボランティア団体の支援

図書館職員だけではなく、読み聞かせ等のボランティアの協力により、本との触れ合いの機会を提供します。

(6) 子育てをサポートする情報の提供

子育て支援センターのサテライトコーナーを設けて、子育てに関する相談や関連する行政等からの情報を収集し提供します。

<取組年度>

取組内容 №	取組内容	R3 (2021)	R4 (2022)		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
			開館前	開館後			
(1)	子どもの読書活動の推進	準備	→	実施	→	→	→
(2)	館内で安心して過ごせる環境整備		準備	実施	→	→	→
(3)	保育所や幼稚園等と連携した読書活動の推進	実施	→	拡充	→	→	→
(4)	学校と連携した読書活動の推進	実施	→	拡充	→	→	→
(5)	読み聞かせ等のボランティア団体の支援	実施	→	→	→	→	→
(6)	子育てをサポートする情報の提供	準備	→	実施	→	→	→

地域情報・文化発信機能

図書館が地域情報の拠点である特性を強化し、日常生活や仕事、地域課題解決に向けた利用を進めるために、多様な地域情報や亀山市の魅力を集約発信します。

<取組内容>

(1) 亀山文化の発信

亀山にゆかりのある文化人とその人物を育んだ亀山の風土・歴史・文化の情報を紹介することにより、市のさまざまな魅力を発信するとともに、文化の発信拠点として、市民が参加できる様々なイベントを開催します。

(2) 地域資料や情報の収集及び活用

市域で発行された多様な刊行物等を地域資料として体系的に収集保存し、その活用を図ります。特に「亀山市史」をはじめとする、地域の歴史文化にかかる史資料は、歴史博物館と情報共有・役割分担を行いながら、重点的に収集・保存・活用を進めます。

(3) 市域の取組や行事、相談窓口などの行政情報の集約と発信

行政の取組や市民活動、市域で開催されるイベント等のチラシやリーフレット類を集約し、デジタル化を含め情報発信拠点としてリアルタイムの発信を行います。

(4) 図書館の情報発信機能の強化

図書館職員のおすすめ本や読書活動の紹介、時勢を反映した情報を盛り込んだニュースレターを定期的に発行します。また、館内イベントや講座、企画展示の開催等、ホームページへの掲載内容の充実に取り組むほか、SNS*の利用などにより、図書館利用の利便性向上を図ります。

(5) 時事問題やグローバル化に対応したリアルタイムな情報提供

市域に関する報道資料、時事問題やSDGs*への取組などの市域において関心の高いテーマ資料を収集し、市民活動や課題解決に資するために商用データベースの導入など、リアルタイムでの提供に取り組みます。

(6) 国立国会図書館等のデジタルアーカイブの利用支援

国立国会図書館や他機関が公開しているデジタルアーカイブ等を、市民が情報源として利用できるよう、アクセスしやすい環境づくりに取り組みます。

(7) 図書館ホームページのウェブアクセシビリティ*の構築

高齢者や障がいのある人を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティを実現します。

<取組年度>

取組内容 №	取組内容	R3 (2021)	R4(2022)		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
			開館前	開館後			
(1)	亀山文化の発信	検討	準備	実施	→		
(2)	地域資料や情報の収集及び活用	検討	準備	実施	→		
(3)	市域の取組や行事、相談窓口などの行政情報の集約と発信	実施	拡充	→			
(4)	図書館の情報発信機能の強化	実施	→	拡充	→		
(5)	時事問題やグローバル化に対応したリアルタイムな情報提供	実施	拡充	→			
(6)	国立国会図書館等のデジタルアーカイブの利用支援	準備	→	実施	→		
(7)	図書館ホームページのウェブアクセシビリティの構築	検討	準備	実施	→		

展示・発表活動機能

市の関係部署と連携した企画を引き続き推進するとともに、連携先の拡充に努め、季節や社会情勢、利用者のニーズに応えるテーマ展示を行います。

生涯学習活動の支援として、市民の館内での活動成果発表の場を設けます。

<取組内容>

(1) 多様な分野についての活動成果を発表できる場の提供

本を介したグループ学習や市民団体の活動発表などの場を提供します。

(2) 市域全体の課題解決や将来への展望といったまちづくり支援

学びの成果や課題解決に向けた取組を集約し、その発信と蓄積を行います。

(3) 行政サービスとの連携

市の施策や市民の課題解決に役立つ情報を収集し、市の関係部署と連携し、施策に応じた図書資料のテーマ展示を行います。

<取組年度>

取組内容 №	取組内容	R3 (2021)	R4(2022)		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
			開館前	開館後			
(1)	多様な分野についての活動成果を発表できる場の提供		準備	実施	→		
(2)	市域全体の課題解決や将来への展望といったまちづくり支援		準備	実施	→		
(3)	行政サービスとの連携	実施	→	拡充	→		

学習機能

市域の生涯学習の拠点として、ひとり一人が自ら学び、その成果を自己課題や地域課題の解決につなげるために、人と図書資料や情報を結びつけ、学びの情報発信を進めます。

<取組内容>

(1) 学びの内容に即した図書資料や情報の提供

一体的な学びの促進のために、公民館講座や各部署が開催する行政講座のテーマと連携した図書資料の展示や情報提供をします。

(2) 市域の学び情報の集約発信

生涯学習人材バンク、サークル活動、民間も含めた講座など、市内で行われる講座や研修会の情報を集約し発信します。また、多様な学びのチラシやリーフレット等を収集し情報提供するとともに資料として蓄積します。

(3) 情報リテラシー*学習の実施と支援

図書館から発信する地域情報を学びに生かすため、さまざまな世代におけた情報活用講座を開催します。

(4) 座席予約の仕組みづくり

利用者の利便性を高めるため、館内の混雑や空席の状況が分かるような仕組みづくりをします。

(5) 参考図書の充実

参考図書をはじめ、商用データベースなども含めた多様な学びの資料を充実します。










(6) 地域ビジネスの支援

地域ブランドの創出や起業など、地域ビジネスの情報基盤だけでなく、ビジネスパーソンの日常生活にも役立つ情報発信と、行政や商工会議所などと連携した地域ビジネスの支援を進めます。

(7) 人権、多文化共生等への学習機会の創出

平和学習や人権学習、多言語の資料など多文化共生の理解に向けた資料の充実や情報発信を行うとともに、さまざまな団体や他部署との連携・協働による学習の場を提供します。

<取組年度>

取組内容 №	取組内容	R3 (2021)	R4(2022)		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
			開館前	開館後			
(1)	学びの内容に即した図書資料 や情報の提供	準備	実施				
(2)	市域の学び情報の集約発信	実施		拡充			
(3)	情報リテラシー学習の実施と支 援	実施		拡充			
(4)	座席予約の仕組みづくり	検討	準備	実施			
(5)	参考図書の充実	検討	準備	実施			
(6)	地域ビジネスの支援	検討	準備	実施			
(7)	人権、多文化共生等への学習機 会の創出	検討	準備	実施			

市民交流

図書館が地域でのコミュニケーションを活性化させ、市民同士で知識と情報を共有し、交流を通じて新たな知を生み出せる市民の居場所となり、子どもや高齢者など世代を問わず誰でも安心して集える場を創出します。

<取組内容>

(1) 参加者同士の交流機会の創出

読書会やビブリオバトルなど参加者同士がお互いの感想を述べあう読書活動イベントや近接地域との広域的な連携イベントの開催など、誰もが本に親しみ交流できる機会を提供します。

(2) 市民が参画運営する市民交流イベントの立ち上げ・開催の支援

市民の自己実現や社会貢献の場として、企画段階から運営までを市民が担う図書館まつり等の市民交流イベントを支援し、開催します。

(3) 地域団体との連携による地域間交流の支援

図書館を核とした読書活動のネットワークを生かして、地域まちづくり協議会など地域との連携による読書イベントを開催し、地域間交流につながる取組を行います。

<取組年度>

取組内容 No	取組内容	R3 (2021)	R4(2022)		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
			開館前	開館後			
(1)	参加者同士の交流機会の創出	検討	準備	実施	→		
(2)	市民が参画運営する市民交流イベントの立ち上げ・開催の支援	検討	準備	実施	→		
(3)	地域団体との連携による地域間交流の支援	検討	準備	→	実施	→	

3 各年度の成果指標

取組内容の進捗や効果を測定する指標は次の通りとします。

取組内容	成果指標	R3 (2021)	R4 (2022)		R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
			開館前	開館後			
開架閲覧(2)	レファレンスサービスのデータベース化した件数(件)	-	-	50	100	150	200
親子・児童(1)	図書館職員による読み聞かせ回数	-	-	3	12	12	12
親子・児童(3)	保育所、幼稚園への司書派遣回数(回)	-	-	3	12	24	36
親子・児童(4)	学校向け図書ユニット作成数(セット)	-	-	-	14	25	36
地域情報・文化発信(4)	図書館利用に関するニュースレターの発行回数(回)	-	-	1	6	12	12
展示・発表活動(1)	市民団体の活動発表の場の提供回数(回)	-	-	3	6	12	18
展示・発表活動(3)	行政連携のテーマ展示回数(回)	12	15	2	15	18	21
学習(1)	講座内容に即した図書情報の提供回数(回)	-	-	1	3	6	12
学習(3)	情報リテラシー学習講座の取組回数(回)	3	1	1	3	6	12
市民交流(2)	市民交流イベントの開催回数(回)	-	-	1	2	2	2

4 計画実現のために

1. 推進のための連携

この計画の推進にあたっては、行政がボランティア団体や学校、保育所、地域まちづくり協議会等の読書活動推進にかかわる団体と一体となって取り組むことが不可欠です。

この取り組みを進めるため、図書館が中心となり、計画の実現に向けて連携や他の施策等との調整を図ります。

2. サービス実施の推進体制

この計画に掲げた図書館サービスを実施するため、サービス実施体制の整備に努めます。

また、市民や利用者ニーズ、地域状況などに柔軟かつ的確に対応するため、司書を含む職員の資質・技能の向上に努めます。

3. 計画的な展開

この計画に掲げたサービスの実施状況を把握し、年度ごとに成果指標に基づいて評価を行います。さらに、その評価について外部評価等により検証を行い、計画的な進捗管理に努めます。

5 用語の説明

頁	用語	説明
4頁	レファレンス	参考、参照という意味の英語。
4頁	読書手帳	図書館情報システムにおける貸出履歴の管理やシール型手帳、印字型通帳などにより、自分が読んだ本の記録を残すもの。
4頁	読書バリアフリー	すべての人が、自由に読書ができるような環境。
4頁	読書活動拠点	図書資料の貸出や返却サービス、図書ユニットの設置、地域イベントへの図書館職員の参画など、地域等の事情やニーズに応じた読書活動の拠点。
6頁	図書ユニット	巡回サービスのために対象とする世代や学習指導要領に沿って集めるひとまとまりの書籍群。
6頁	パスファインダー	あるテーマについて調べるときに、図書資料や情報源などの探し方を紹介した情報資料。
8頁	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。
8頁	SDGs	日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。世界を変えるための 17 の目標があり、国連のすべての加盟国の合意でつくられた、2030 年までに全人類が達成すべき持続可能な開発目標。
8頁	ウェブアクセシビリティ	高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。
11頁	情報リテラシー	リテラシーは読解記述力を意味する英語。インターネットが普及した現代における情報力を指す。